

平成20年度第2回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成20年11月13日(木)中央合同庁舎第2号館官庁営繕部会議室															
委員	委員長 沖塩 荘一郎 (東京理科大学名誉教授) 委員長代理 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 委員 石野 秀世 (独立行政法人産業技術総合研究所監事) 廣田 達人 (信州大学経済学部准教授) 深尾 精一 (首都大学東京都市環境学部教授)															
抽出案件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事 [小計]</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td> 一般競争</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td> 工事希望型競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 指名競争(工事希望型競争以外)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7 件</td> </tr> </table>	工事 [小計]	1 件	一般競争	1 件	工事希望型競争	—	指名競争(工事希望型競争以外)	—	随意契約	—	コンサルタント業務	6 件	合計	7 件	(備考)
工事 [小計]	1 件															
一般競争	1 件															
工事希望型競争	—															
指名競争(工事希望型競争以外)	—															
随意契約	—															
コンサルタント業務	6 件															
合計	7 件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する事務局の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p>官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>指名停止等の運用状況について</p> <p>○公正取引委員会が審判したときには、自動的に情報が得られる仕組みなのか。</p> <p>○公正取引委員会が問題ありという採決をしたら必ず指名停止になるのか。</p> <p>○官庁営繕部に関係ある業者の場合はどうか。</p> <p>抽出案件の審議</p> <p>①外務省飯倉別館改修（08）建築工事（一般競争入札方式：政府調達協定適用以外）</p> <p>○今回の受注者は、過去にこの建物の工事をしたことがあるのか。</p> <p>○当初はC等級の一般競争参加資格の認定を受けている者だけで公告したが、応募者がいなかった。このような場合には次にB等級だけではなく、A, B, C等級で募集するものなのか。</p> <p>○応募者が少なかった主な理由は工期が厳しいからか。それとも他に何か要因があるのか。</p> <p>○応募したい者も多いと思うが、改修工事で何か問題が起こるかもしれないと思うとなかなか応募しにくい。そういう危険をできるだけ減らすことが重要だと思うが、危険を減らす手立ては何かやっているのか。</p> <p>○工事内容を分割して発注することはないのか。例えば便所等。</p> <p>②国立国会図書館東京本館（08）地質調査業務（簡易公募型競争方式）</p> <p>○参加表明書提出者の中で、非指名となった者の理由で、同種業務の実績に該当しないとあるが、業者の方は実績があると考え出してきたのではないのか。</p>	<p>●自動的にではなく、こちらで情報収集している。刑事事件や談合などの新聞記事等でチェックしている。</p> <p>●案件による。官庁営繕部が行う指名停止は官庁営繕部に登録のある業者が対象である。</p> <p>●どの地域で談合がなされたかとか、談合に関わったのが役員なのか一般の従業員なのか等、類型によって指名停止の期間も違うのでルールに基づきそれぞれ判断している。</p> <p>●ある。この建物の元施工者である。</p> <p>●C等級で複数実績を持つ者がいると確認したが応募者がなく、年度内に工事を完成させる必要もあり、A等級も含めて再度募集した。</p> <p>●この案件に関して具体的にヒアリングをしているわけではないが、一般的に、改修工事は施設を使いながらの工事になるので工事の管理が難しいという話はよく聞く。</p> <p>●この工事に関しては工事内容が難しいということではなく、工期が厳しいということも考えない。希望者には個別に事前に施設を見てもらう等、業者がリスクを把握できるような対応は取っているが、改修工事について応募者がなかなか増えていない現状がある。</p> <p>●基本的には建築工事の内容であり、足場などの仮設関係もかなり重複するので、この内容は分割して発注するものではないと判断している。便所等改修についても天井等を工事する。大ホールの天井等も仮設関係の共通部分がある。施設を使用しながらの施工管理の観点からも一般的に分割は考えにくい。</p> <p>●今回、主任技術者と担当技術者両名にPS検層の実績を求めているが、主任技術者についてはPS検層の実績はあったが担当技術者の方が無かった。欠格要件であるとは</p>

○資料提出後の差し替えは認めないのか。今回は多数応札があったが、2,3者しか応札がなく、競争性確保の観点から何とか最後まで応札させたいという場合であっても認めないのか。また、差し替えを認めないというのはどういうレベルのルールに書かれているのか。

○多少融通を持たせたほうが良いということはないのか。1者しか応札がなかった場合に行政の側で差し替えを求めることができるのか。

○低価格の入札だが、このようなコンサルタント業務に関しては調査をしないのか。

○予定価格と入札価格の差はどこにあるのか。

③国立国会図書館東京本館耐震改修実施設計業務（随意契約方式）

○基本設計、実施設計と連続して業務を受注する場合、最初に少ない金額で受注し、その後随意契約で大きな金額でとなると、いろいろな問題が出てくる可能性がある。

随意契約の見直しに係る1者応募案件の審議

○応募要件の設定に際し、民間業者の参加可能者数を原則10者以上を確認するとあるが、この民間業者の中には公益法人は入らないのか。

○今、公益法人改革がいろいろ進んでいるが、例えば、公益法人が4者ぐらいで競争するならば、それはそれでいいこと。民間業者10者というのは本当にどうなのかということと、公益法人が4者、民間業者が6者ぐらいいれば、応募要件としてもいいのかなど。やはりコンサルタント業務というのは、今までの公益法人にノウハウ、実績があるわけなので。これから先、営繕関係ではない公益法人がこういう仕事をやりたいということもあり得ると思うが。

○公平性を求めるあまり応募要件を下げるというのは、結局は仕事の質を担保できないことになるので、必ずしもいいこと

認識せずに資料提出されたのかもしれない。

●提出後の差し替えは認めない。入札説明書に「受領期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない」とある。

●応札者が複数いる場合は差し替えを認めず、1者しかいない場合は認めるということは、発注者側の恣意的な判断が入る可能性もあるため、厳正に処理せざるを得ない。

●コンサルタント業務についても昨年度から低入札価格調査制度が導入されて、1千万円以上のものが対象となっている。本業務については予定価が1千万円未満なので低入札の調査は行っていない。

●各社の入札価格にはばらつきがある。コンサルタント系の業務の経費は建設工事と違いほとんど人件費によるところがある。予定価格そのものは統一的な単価があり、我々の算出が大幅に高いということではないと考える。

●当初に安く受注して、実施設計を随意契約で受注というのは、以前から言われてきている問題である。本業務は、金額的に考えても問題とはならないものと考えている。なお、国庫債務負担行為の契約で全体を一つとして発注しようということで、現在そのような方向となっているところである。

●基本的には入らない。

●公益法人を排除するという趣旨ではなく、できるだけ競争性を確保するという方針のもと、民間の参加可能者数としては原則10者以上確認することとしている。結果、公益法人だけの競争になった場合は、それはそれで問題ないと考えている。あくまでも必要な要件を確保しつつ競争性を高めるということである。

ではないと思う。

①公共建築工事等の積算に係る調査・資料作成等業務(簡易公募型プロポーザル方式)

○応募要件の業務実績について、同種業務の実績を有する者を3者確認しているとのことだが、それらはどのような法人か。

○類似業務の実績を有する業者数については民間業者が入っているのか。

○建築積算関係の者は応募しないのか。

○同種業務については3者を確認したというが、色々と調べて結局要件があるのが3者ということか。

○類似業務の実績だが、設計や積算業務の実績があっただけで、今回の調査業務ができるのか。

②官庁施設の利用価値最大化に向けた施設評価手法に関する調査・検討(08)業務(簡易公募型プロポーザル方式)

○昨年発注した業務との連続性に関しては、今回別の業者になっても問題ない調査だったのか。

③設計業務等委託料の算定手法に係る調査・資料作成業務(簡易公募型プロポーザル方式)

○応募要件の類似業務実績だが、100件以上の市場調査とある。この実績を有する者はどのようなところか。設計積算業務と類似性があるのか。

○市場調査と今回の業務に類似性はあるのだろうか。無理に類似業務実績を設定している印象を受ける。

④PFI事業における官庁施設の品質確保手法検討業務(簡易公募型プロポーザル方式)

○受注した者だけで業務を全部できるのか。再委託等によりそれぞれ分けて調査をすることになるのか。

●財団法人である。

●入っている。民間業者が応募できるということである。

●類似業務の要件では、公共建築工事における設計又は積算業務の実績ということで、積算事務所等の応募も可能である。

●そうである。

●打合せ等でカバーする必要性もあると考える。

●昨年評価手法の枠組みは完成しており、それを基にさらに深掘りをしていくものなので、そういう意味では差し支えない。ただし、昨年の業務をきちんと理解していただかないと今回の業務はできないので、閲覧資料として昨年の業務成果品も示すなどの対応を図っている。

●業務としては、関係あるものもあるし、ないものもある。ここで類似として設定したのは、100件以上のデータをどう集めるかについてである。

●再委託については、主たる業務については再委託できないということとなっている。事前に、下請けがある場合は書類を申請していただいて内容を審査して認めることになる。事例の収集など、単純作業になるような部分は再委託もあると考える。

(再苦情処理について)

・今回は無かった旨、国土交通省より報告。